

防経会第6496号
25. 5. 14
一部改正 防官文（事）第18号
27. 10. 1
一部改正 防官会（事）第172号
令和5年5月8日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

事務次官
(公印省略)

防衛省行政事業レビュー外部有識者会合設置要綱について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別紙

防衛省行政事業レビュー外部有識者会合設置要綱

(設置)

第1条 行政事業レビュー及び調達改善の取組について、防衛省の外部からの視点を活用して着実に進めるため、防衛省に職員以外の者によって構成される防衛省行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）を置く。

(外部有識者会合の構成)

第2条 外部有識者会合の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げるいずれかの要件を満たす者の中から、過去の実績、職歴等を勘案して、防衛省行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）の統括責任者が委嘱する。

- (1) 予算の実際の使われ方等予算執行の実務に知見を有すること。
 - (2) E B P M（証拠に基づく政策立案をいう。）に深く知見を有すること。
 - (3) 行政全般について又は個別の行政分野についての在り方等に識見を有すること。
 - (4) 独立行政法人及び公益法人の仕組み、実態、問題等に知見を有すること。
 - (5) 民間取引の実態、自衛隊の部隊等が所在する地域又は事業を行う現場で生じている問題等に知見を有すること。
- 2 委員の選任、外部有識者会合の意思決定等へのチームの関与に当たっては、特に行政事業レビューの趣旨に反しないよう留意する。
 - 3 外部有識者会合に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
 - 4 委員の委嘱期間は、2年とする。
 - 5 委員は、再任されることができる。

(外部有識者会合の任務)

第3条 外部有識者会合は、次に掲げる任務を行う。

- (1) チームが選定した事業についての点検その他必要に応じて行う所見（レビューの取組を踏まえた翌年以降の取組に向けた改善点に関する所見を含む。）の提出
- (2) チームが策定した調達改善計画及びチームが行った自己評価に対する所見の提出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、座長が指定する任務

(防衛省行政事業レビュー推進チームとの連携)

第4条 外部有識者会合は、効率的かつ効果的な点検を実施するため必要と認められるときは、チームと合同の会議を開催することができる。

(秘密を守る義務)

第5条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 外部有識者会合に関する庶務は、大臣官房会計課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、外部有識者会合の運営に関し必要な事項については、座長が外部有識者会合に諮って定める。